

■業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」と呼ぶ。）においては、グループ全体で共有すべき基本的な価値観や倫理観として「経営基本理念」を策定するとともに、その共通理念の下、グループ全役職員が法令遵守の精神と高い倫理観・道徳観の下、職務執行を行うよう「ロイヤルグループ行動基準」および「ロイヤルグループ行動ガイドライン」を制定する。これらの基準の重要性を代表取締役が継続的に伝達するだけでなく、行動基準評価を含めた人事考課を行うなど、法令遵守の精神と高い倫理観を全役職員が常に共有できるよう啓発を行う。

また、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施し、定期的に取り締役に報告する体制をとることでコンプライアンスの状況が常に管理できるよう体制を構築する。

さらに、当社グループの役職員が、法令違反行為や不正行為等を発見した場合の通報先として、社内だけでなく、社外通報窓口によるコンプライアンスヘルプラインを設置する。ヘルプライン窓口は、必要に応じて、経営企画部門長を委員長とする調査委員会に報告することとし、同委員会主導の下、必要に応じて是正措置、再発防止策と併せて、当該法令違反行為等に関与する者に対する処分・勧告を行う体制とする。

また、2013年11月に「反社会的勢力に対する基本方針」を取り締役会で決議し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で拒絶するよう社内体制を整備し徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社では、取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについて、法令および「文書管理規程」等の社内規程に従い適切に保存および管理するものとする。社内規程については、適宜見直しを行うとともに、保存・管理の運用状況を適時適切に検証できるよう体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に係る基本的な事項を定めた「リスク管理規程」を制定し、当社グループを取り巻くさまざまなリスクに的確に対処できる管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会がグループ全体のリスクの評価、分析、対応策の検討を行い、「緊急時対応規程」において正常な事業活動に著しい影響を及ぼす事態が発生した場合の対応体制、対応手順等について定めることにより、損失の極小化に努める。

また、大規模災害、食品事故、セキュリティインシデント等、グループ全体に大きな影響を与えるリスクに対しては、「ロイヤルグループ事業継続計画書（BCP）」、「ロイヤルグループ食品事故対応ガイドライン」、「リスク発生時の広報対応ガイドライン」等を制定し、感染症対策としては、「ロイヤルグループ新型コロナウイルス等感染症対策事業継続計画書（BCP）」および「感染時マニュアル・対応フロー」等の対応マニュアルを作成するなど、事態が発生した場合の対応体制、対応手順等について、グループ全体に周知徹底を図り、リスクの拡大を最小限にとどめる体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループにおいては、次の経営管理体制を構築することで、取締役の効率的な職務執行を確保する。

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の決定により事業または子会社等について業務執行の統括を委嘱された担当役員を配置する。

また、法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他取締役会規程等に定められた経営上の重要な事項について意思決定等を行う取締役会のほかに、当社グループの経営課題等について協議を行う会議体として、取締役と執行役員等で構成される経営会議および代表取締役社長と担当役員等で構成される戦略会議を設置する。

当社は、取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、業務執行の主要な課題や取り組みについて戦略会議等で協議し、重要な事項を経営会議または取締役会へ報告・付議し、所定の決裁権限基準に則り、意思決定を行う体制とする。また、その他の業務執行に係る意思決定は、決裁権限基準に基づき、代表取締役もしくは担当役員等に委任し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。

さらに、グループ全体の目指すべき目標として3年間を対象期間とする中期経営計画を策定し、中期的な経営目標をグループ全体として共有し、中期経営計画の達成に向けて、各グループ会社、事業部門において年度予算を設定するとともに、予算達成のために必要な施策を立案する。期中においては、月次の業績等を定例取締役会または経営会議に報告する体制とし、取締役がグループ全体の業績および中期経営計画の進捗をタイムリーに把握できるようシステムを構築する。

加えて、取締役会の意思決定の妥当性を高めるために、取締役会の3分の1以上は、独立社外取締役とする。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、機動的かつ柔軟なグループ経営体制を整えるべく持株会社体制を採用し、グループ会社の取締役、役職員が常に意識すべき基準として「ロイヤルグループ行動基準」、ならびにグループ全体の経営効率向上と実効性のあるコーポレート・ガバナンスを確保することを目的として「ロイヤルグループ子会社管理規程」をそれぞれ制定し、グループ全体の遵法意識の醸成を図る。

また、グループ全体の運営においては、当社の取締役、執行役員またはそれに準ずるものが子会社の取締役および監査役に就任するとともに、内部統制委員会を設置し、業務の有効性・効率性および資産の保全等の観点から、グループ全体の内部統制上の課題を抽出・改善し、その実施状況を監督する。

さらに、子会社に定期的な経営情報や重要な情報の報告を義務づけるなど、牽制機能が働く体制を構築する。

加えて、内部監査部門が当社グループに対する内部監査を実施することでグループ全体の業務の適正が確保される体制を構築する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことに関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、会社の業務を十分検証できる専門性を有する使用人を1名以上配置する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、他の役職を兼務することなく、監査等委員会の指揮下で職務を遂行することとし、その任命、異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

また、監査等委員会室に所属する使用人の人事考課は、常勤監査等委員が行う。

- ⑧ 当社および子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

当社および子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに常勤監査等委員に報告する。

さらに、当社および子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

また、監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席する。

- ⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った当社および子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談ができる。その費用については、担当部門において審議のうえ、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じる。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。

また、監査等委員会は必要に応じて、会計監査人や内部監査部門と会合を持つことで、密接な連携がとれる体制を構築する。

- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「ロイヤルグループ経理規程」を制定するとともに、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備、構築し、継続的な改善と適正な運用を行う。

また、企業会計審議会が公表する「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」、並びに同「実施基準」に基づき、取締役会は内部統制の基本方針を決定し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を監督する。

以上

2026.02.16 改定